

## 牛・豚の価格が低下した時に所得を安定させるための制度に加入したい

価格安定制度は、牛や豚などそれぞれに補てん基準価格があり、取引価格が補てん基準価格を下回った場合、基金加入者に対して補てん金が支払われます。

制 度	対 象 種 目
<p>肉用子牛生産者補給金制度</p> <p>○肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付</p>	<p>黒毛和種                      褐毛和種                      その他肉専用種                      乳用種                      肉専用種と乳用種の交雑種</p>
<p>肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)</p> <p>○肥育牛1頭当たりの粗収益(県平均)が生産コスト(県平均)を下回った場合に生産者に差額の9割を補てん金として交付</p>	<p>肉専用種                      交雑種                      乳用種</p>
<p>肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)</p> <p>○豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に生産者に差額の9割を補てん金として交付</p>	<p>肥育豚</p>

※その他、加工原料乳や鶏卵に関する価格安定制度があります。

### お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部畜産課生産振興班    e-mail: tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp  
 〒980-8570    仙台市青葉区本町三丁目8-1    宮城県庁11階    電話：022-211-2853